

## 行政文書不開示決定通知書

三宅 俊司 様

警察庁長官



平成31年4月9日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定したので通知します。

## 記

## 1 不開示決定した行政文書の名称

行政機関個人情報保護法10条2項1号、2号に該当するとして個人情報ファイル簿の作成義務の例外とされている個人情報ファイル管理簿ないしそれに類するものうち、「⑩情報提供者に関するもの」（名称が異なる場合は名称から合理的に理解できる同様のもの）の個人情報ファイル管理簿ないしそれに類するもの

## 2 不開示とした理由

「行政機関個人情報保護法10条2項1号、2号に該当するとして個人情報ファイル簿の作成義務の例外とされている個人情報ファイル管理簿ないしそれに類するものうち」に、貴殿からの令和元年7月5日付け補正書で確認した文書は存在しないことから不開示とした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、警察庁長官に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## \* 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

- ・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館
- ・担当係 警察庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
- ・電話番号 03(3581)0141 内線2188
- ・担当者名 渡邊
- ・FAX 03(3581)6840
- ・E-mail koukai@npa.go.jp